

各債務整理手続のメリットとデメリット

	メリット	デメリット	(注)	備考
任意整理	①手続、方式が簡便 ②全ての債権者を対象とする合意を得る必要がない※1) ③家族や勤務先に内緒で行うことが容易	①債務総額は通常の場合ほとんど減額されないため支払額が高額となる可能性がある。 ②債権者との合意が成立しない場合があり、多数の債権者との合意は困難な場合がある。	※1)後日破産等に切り替える場合を念頭に置くならば原則としては全ての債権者を対象とすることが推奨されます。	
自己破産	①免責を得ることで債務を全て免れる。 ②一定の限度の財産を保留できる。 ③原則として全ての債権に妥当する。 ④比較的早期に信用情報の回復が図りうる※1)	①準備と手続に手間と時間がかかる。 ②家族や勤務先に内緒で行うことが困難な場合がある。 ③一定の場合には管財人が選任されることがあり、その費用と手続進行の時間がかかる。 ④免責不許可事由に該当する事情がある場合、免責不許可となる可能性がある。	※1)信用情報機関での登録抹消までの期間が、免責許可決定が確定してからの起算となるため、手続後も支払いが継続する任意整理や個人再生の場合は支払いが終了してからなお登録抹消までは期間がかかるようです。 ※2)実際に免責不許可となる事例は多くない。ただし、その調査のために管財人が選任されることがあります。	
小規模 個人再生	①債務額が大幅に減額（債権額の1/5～1/10・・・債権額に応じた割合が法律上定められている）されることが多い。 ②免責不許可事由があっても申立可※1) ③自己破産に伴う資格制限がない。 ④住宅ローンを別枠で支払うことで自宅の売却を回避できる。(住宅債権特別条項) ⑤認可された弁済計画案に従った支払いが困難になった場合、残りの支払いが免責されることがある。 ※2)	①自己破産のデメリット①～③と同じ。 ②履行可能性が不可欠である。 ③過半数の債権者が再生計画案に不同意の場合手続は廃止される。	※1)但し、手続の濫用に該当すると認められる場合は申立が棄却されることがあります。 ※2)弁済計画案での支払額の4分の3以上の支払いがなされていることが必要(ハードシップ免責)	・債務総額が5000万円以下であることが必要です。 ・手続の利用は個人に限られます。
給与所得 再生	①小規模個人再生のメリット①～⑤と同じ※1) ②債権者の決議(同意)は不要	①当該手続の利用は給与所得者に限られる。 ②可処分所得の割合が多いと、個人再生に比較して高額の弁済が要求されることもある。 ③破産の免責決定や、給与所得再生手続の認可決定の確定等の事由から7年以内の再度の同手続の申立はできない。 ※2)	※1)但し、弁済すべき債務額については、小規模再生の基準で割り出した金額と「可処分所得の2年分を3年で支払う」場合との比較でどちらか高い方となります。 ※2) 小規模個人再生の申立は可能です(給与所得再生手続を申し立てても反対の意思を表示しない限り小規模個人再生の開始決定がなされる)	

(※) 上記の一覧表は、ややステレオタイプ化して整理しました。
 やや正確さ・厳密さに欠ける点等についてはご容赦下さい。